

商品概要説明書

教育ローン（ジャックス保証）

(2025年4月1日現在)

商品名	教育ローン（学費オンリープラン）
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none">○地区内に在住または在勤の方。○お借入時の年齢が満18歳以上65歳以下。（完済時年齢が70歳以下）○継続して安定した収入のある方。○専門学校・短大・大学・大学院に就学予定又は就学中のご子弟のいる方。○株式会社ジャックスの保証が受けられる方。○その他当JAが定める条件を満たしている方。
資金用途	<ul style="list-style-type: none">○対象学校に関する以下資金<ul style="list-style-type: none">(1) 入学金、授業料（授業料は前期・後期分の1年を上限に一括融資可）(2) 入学金、授業料と同時納付可能である施設使用料、教材費、研修費 <p>*借換の申込みは不可</p>
借入金額	<ul style="list-style-type: none">○10万円以上500万円以内。（1万円単位） <p>*医科・歯科・薬科大学または学部の場合は1,000万円以内。</p>
借入期間	<ul style="list-style-type: none">○6ヶ月以上15年以内。（元金据置期間含む）1ヶ月単位 <p>元金据置期間は以下のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 入学前7ヶ月間以内。(2) 卒業予定年月までの在学期間以内。(3) 卒業後の3ヶ月以内。 <p>*留年、留学で卒業年月が延びる場合も、元金据置期間の延長不可。</p>
融資方法	<ul style="list-style-type: none">○借入者口座経由の学校振込。
借入利率	<p>【固定金利型】</p> <p>お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。</p> <ul style="list-style-type: none">○お借入利率には、保証料を含みます。○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	<ul style="list-style-type: none">○元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。
担保	<ul style="list-style-type: none">○不要です。

保証人	<p>○原則として保証人は不要です。 但し、株式会社ジャックスが必要と認めた場合は徵求致します。</p>
手数料	<p>○ご融資の際、当JAに対して事務手数料3,300円（消費税等含む。）が必要です。</p> <p>○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。</p> <p>① 全額繰上返済の場合…無料です。</p> <p>② 一部繰上返済の場合…無料です。</p>
必要書類	<p>(1) 本人確認書類…運転免許証・パスポート等、当JA所定のもの。</p> <p>(2) 所得を証明する書類 給与所得者…源泉徴収票または住民税決定通知書の写し。 自営業者…確定申告書の写し。</p> <p>*e-Taxを利用した確定申告書をご使用する場合は受信通知の提出をお願い致します。（エラー情報が無い事。）</p> <p>*書面申告による確定申告書を使用する場合は、「申告書等情報取得サービス」等により税務署が受付した事実が確認出来るものご提出をお願い致します。</p> <p>(3) 資金使途を確認する書類 入学金納付書、授業料納付書等</p>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または金融部（電話：0120-392-125）にお申出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部または千葉県JAバンク相談所にお申出ください。</p> <p>東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）</p> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム

	<p>テム等により、共同して解決に当ります。</p> <p>・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的な内容は上記千葉県 JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>
その他	<p>○お申込みに際しては、当 JAおよび当 JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 JAの融資窓口までお問い合わせください。</p>

J A成田市